

特定非営利活動法人みんなのひろば

旅費規程

第1条 (総則)

この規定は特定非営利活動法人みんなのひろばの旅費支払いに関する規則を定める。

第2条 (交通費、宿泊費)

- ① みんなのひろばの業務に関し、事務所以外で業務を行う必要がある場合、当該地に往復する交通費を支給する。交通費は当該地まで往復するに必要なマイカーによる移動の場合は1キロあたり30円を支払う。バス、電車による場合は本人の申し出による実費払いとする。
- ② 往復距離が250キロを超えることが予想される場合、または講座の開催時間が早く伊達市を午前5時以前に出発しないと開催に間に合わないと思われる場合は宿泊することができる。この場合宿泊費を支払う。宿泊費は6,000円を支払うものとし、不足分は各自が負担する。
- ③ 移動にあたっては福島県の土地柄と通常業務に付随する荷物の運搬などが伴うため、自動車による移動を基本とする。ただし、目的地への往復が自動車よりも経済的合理性がある手段によって代替できる場合にはそれを優先利用する。
- ④ 片道70キロを越える地域への移動で、その地域に至る過程に高速道路がある場合には高速道路料金を支払う。
- ⑤ 会員が自宅から事務所または会場に移動する場合、自宅から事務所または会場までの交通費を支払う。この場合の支払い基準は①-③による。ただし、1講座開催にあたって出動する車両は3台までを原則とし、4台目以上の車両を使用する場合には事前に理事会の許可を必要とする。許可無く自己判断で自車を用いて会場に出かけた場合には交通費は支払わない。
- ⑥ 講師等を依頼する場合には交通費および②の規定に該当する場合には宿泊費を支払う。この場合の支払い基準は①-③によるのを原則とするが、講師の等級及び会場地域の状況により1人10,000円までの範囲で理事長が判断することができる。10,000円を超える宿泊費の支払をする場合には理事会の許可を必要とする。

第3条 (交通費の内容、高速料金)

自動車による移動に対する交通費の支払いは燃料費、オイル代、保険料、万が一の場合の修理代などを含めて1キロあたり30円とするものである。

第4条 (規定の変更)

この規定は当面の規定とし、将来法人活動専用自動車の購入、バスの購入などが実現した場合には、その実態にあわせて改定を行う。

附則

この規則は平成20年3月3日総会の決議を受け即日施行する。